

記入例【被扶養者の氏名を変更する場合】

氏名変更と記載ください

氏名変更

(提出先)
当健保HP「家
「提出先」をこ

被保険者等の記号・番号

「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」
またはマイナポータルログイン後、「健康
保険証」選択のいずれかで確認できます

健康保険被扶養者(異動)届

○ 扶養認定 ○ 扶養削

自署の場合は押印不要

※該当するものにチェックしてください

事務長 担当者

被保険者欄	被保険者等の記号・番号 (記号)	被保険者等の記号・番号 (番号)	被保険者氏名 * 自署の場合は押印不要	性別	所属会社・ロケ(略称可) (退職者は記入不要)	連絡の取れる連絡先 (電話番号)
	12	123456	健保 太郎	男 女	OC(K)	090-0000-0000
住民票住所	〒 123 - 1234 被保険者の住民票住所 京都市御室健保マンション12-34					

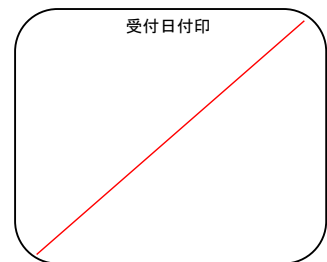
※被扶養者が4名以上いる場合は、異動届を追加してください

被扶養者欄① 新氏名を黒字、旧氏名を赤字で記	氏名	新氏名 ケンボ	(名) ハナコ	生年月日	S H R 25 年 12 月 12 日	性別	男 女
	続柄/コード	二女		続柄/コード	32	職業	なし
	該当日	R 7 年 9 月 3 日	認定・削除理由	養父の養子となるため		年間総収入 (年金収入を含む)	万円
	就職・就職日(資格取得日)、死亡・死亡日	〒 123 氏名を変更した日		資格確認書 (発行を希望する方は右記に)	発行を希望する ※マイナ保険証をお持ちの方は 資格確認書の発行が必要な場合☑してください		
住所	〒 123 - 京都市御室健保マンション12-34 現在お住いの住所(居所)を記入						
住所	☑ 居所と同じ 〒 - 居所と異なる → 右記に記入 居所と住民票住所が異なるときは記入						
※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入							

被扶養者欄②	旧氏名	ケンボ	(名) ハナコ	生年月日	S H R 年 月 日	性別	男 女
	続柄/コード	二女		続柄/コード	32	職業	なし
	該当日	R 年 月 日	認定・削除理由	養父の養子となるため		年間総収入 (年金収入を含む)	万円
	就職・就職日(資格取得日)、死亡・死亡日	〒 -		資格確認書 (発行を希望する方は右記に)	発行を希望する ※マイナ保険証をお持ちの方は チェック不要		
住所	〒 - 現在お住いの住所(居所)を記入						
住所	☑ 居所と同じ 〒 - 居所と異なる → 右記に記入						
※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入							

被扶養者欄③	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	S H R 年 月 日	性別	男 女
	続柄/コード	二女		続柄/コード	32	職業	なし
	該当日	R 年 月 日	認定・削除理由	養父の養子となるため		年間総収入 (年金収入を含む)	万円
	就職・就職日(資格取得日)、死亡・死亡日	〒 -		資格確認書 (発行を希望する方は右記に)	発行を希望する ※マイナ保険証をお持ちの方は チェック不要		
住所	〒 - 現在お住いの住所(居所)を記入						
住所	☑ 居所と同じ 〒 - 居所と異なる → 右記に記入						
※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入							

事業主記入欄 (退職者は不要)	(正)上記のとおり相違ないことを確認しましたので提出します。 ((正)のみ押印要)	
	(副)提出された被扶養者(異動)届は上記処理しましたので通知します。	
	令和 年 月 日	事業主記入欄 (現役社員は記入不要)
	事業所の所在地	氏名



受付日付印

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省)内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁判があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

記入例【被扶養者の住所を変更する場合】

住所変更と記載ください

住所変更

(提出先)
当健保HP「家
「提出先」をこ

被保険者等の記号・番号

「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」
またはマイナポータルログイン後、「健康
保険証」選択のいずれかで確認できます

健康保険被扶養者(異動)届

○ 扶養認定 ○ 扶養削

自署の場合は押印不要

※該当するものにチェックしてください

被 保 険 者 欄	被保険者等の記号・番号 (記号)	被保険者等の記号・番号 (番号)	被保険者氏名 * 自署の場合は押印不要	性別	所属会社・ロケ(略称可) (退職者は記入不要)	連絡の取れる連絡先 (電話番号)
	12	123456	健保 太郎	男 女	OC(K)	090-0000-0000
住民票 住所	被保険者の住民票住所 京都市御室健保マンション12-34					

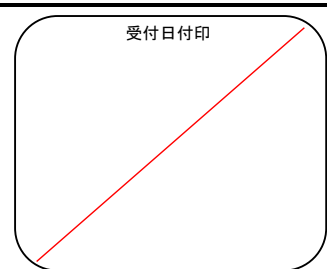
※被扶養者が4名以上いる場合は、異動届を追加してください

被 扶 養 者 欄 ①	氏 名	(フリガナ) ケンボ	(名) ハナコ	生年月日	○ S ○ H ○ R 25 年 12 月 12 日	性別	○ 男 ○ 女
	続柄/コード	二女		続柄/コード	32	職業	なし
	住所を変更した日	7 年 9 月 3 日	認定・削除理由	年間総収入 (年金収入を含む) 万円			
	新住所	就職:就職日(資格取得日)、死亡:死亡日	旧住所	資格確認書 (発行を希望する方は右記に☑)			
住所	〒 123 - 1234	京都市御室健保マンション12-34	大阪市御室区健保町4-5	発行を希望する ※マイナ保険証をお持ちの方は チェック不要			
住民票住所	☑ 居所と同じ 居所と異なる → 右記に記入	住所変更の箇所 新住所を黒字 旧住所を赤字、で記載		健保組合記入欄			
	※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入		認定日 抹消日 R . .				

被 扶 養 者 欄 ②	氏 名	(フリガナ)	(名)	生年月日	○ S ○ H ○ R 年 月 日	性別	○ 男 ○ 女
	続柄/コード	(続柄) (コード)		職業			
	該当日	R 年 月 日	認定・削除理由	年間総収入 (年金収入を含む) 万円			
	居所	〒 -	資格確認書 (発行を希望する方は右記に☑)	発行を希望する ※マイナ保険証をお持ちの方は チェック不要			
住民票住所	☑ 居所と同じ 居所と異なる → 右記に記入	健保組合記入欄		認定日 抹消日 R . .			
※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入							

被 扶 養 者 欄 ③	氏 名	(フリガナ)	(名)	生年月日	○ S ○ H ○ R 年 月 日	性別	○ 男 ○ 女
	続柄/コード	(続柄) (コード)		職業			
	該当日	R 年 月 日	認定・削除理由	年間総収入 (年金収入を含む) 万円			
	居所	〒 -	資格確認書 (発行を希望する方は右記に☑)	発行を希望する ※マイナ保険証をお持ちの方は チェック不要			
住民票住所	☐ 居所と同じ 居所と異なる → 右記に記入	健保組合記入欄		認定日 抹消日 R . .			
※海外在住のため、日本に住民票がない場合は「海外」と記入							

事 業 主 記 入 欄 (退職者は不要)	(正)上記のとおり相違ないことを確認しましたので提出します。 ((正)のみ押印要)	
	(副)提出された被扶養者(異動)届は上記処理しましたので通知します。	
	令和 年 月 日	事業主記入欄 (現役社員は記入不要)
	事業所の所在地	
	氏 名	印



この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。